

入 札 心 得 書

- 1 入札の執行前に談合入札が予想され、又は、談合の事実が発覚した場合は入札を中止する場合があります。
- 2 入札者からの質問は、質疑書を担当者にメール又はファクシミリにて送付することとし担当者は、解答書を入札者へ送付することとする。
- 3 入札用紙は指定しない。県様式の使用でさしつかえないものとする。ただし、県の財務規則は削除すること。
- 4 代理人の入札は、入札の前に委任状を提出するものとし、代理人自らの氏名及び押印でもって入札するものとする。（委任状のない入札は認めない。）
- 5 入札書類提出後の引き換え、入札書の取り消し、訂正等の請求は認めない。
- 6 同価格の入札者が二人以上ある時は、抽選で落札者を決定する。
- 7 入札の無効に関する事項
地方自治法施工例 167 条の 12 第 3 項及び栗国村財務規則第 78 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
 - (3) 入札書の表記金額を訂正した入札。
 - (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱、又は不明瞭な入札。
 - (5) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札。
 - (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者のした入札。
 - (7) 談合その他不正行為のあった入札。
 - (8) 郵便及び電信による入札。
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札。

栗国村長 新城 静 喜